

京都市人権文化推進計画に掲げる重要課題【感染症患者等の人権の尊重】について  
＜新型コロナウイルス感染症に関する人権尊重の取組＞

## 1 主な課題

- 新型コロナウイルス感染症の発生と感染拡大に伴い、感染者やその家族、外国籍の方、更には、医療や福祉に携わる方々、また、エッセンシャルワーカー（社会機能を維持する業務に携わる方）、その家族・関係者等に対する差別的な言動の事例が生じています。  
人々の未知の病に対する不安や強い忌避の感情が発生し、相手の立場を想像するゆとりが奪われている中、憶測によるデマや誤った情報の拡散、感染者が発生した施設や個人への誹謗中傷や、営業自粛や新しい生活スタイル等に従わない者への行き過ぎた非難など、差別につながる行為の広がりも懸念されています。
- このような偏見や差別は、人々の心を傷付け、苦しめるもので、決してあってはならないものであり、人権侵害にもあたり得るものです。また、感染が疑われる症状のある方が、非難にさらされることを恐れて、検査を受けなかったり、受診が遅れるといった事態を呼び起こし、かえって更なる感染拡大につながるおそれがあります。  
また、医療・福祉に携わる方々やその家族に対する差別的な言動は、離職等を招き、感染症に最前線に対応している医療等の現場の厳しい状況をさらに悪化させます。
- 私たちが闘う相手は、「ウイルス」であって「人間」ではないことや、この感染症は誰もが感染しうる病気であることなどを啓発する中で、市民への正しい知識の普及とプライバシーに配慮した正確な情報の提供により、社会の不安を和らげ、併せて正しい知識と正確な情報に基づく行動を呼びかける必要があります。

## 2 これまでの本市の取組

### （1）啓発・教育

- 市長メッセージの発信、市民しんぶん、啓発ポスター「新型コロナ感染こんなときにご注意を！4コマ漫画「傷ついたルミさん編」の作成（各局区等でダウンロードし、啓発に活用）
- 「STOP！コロナ差別ー差別をなくし正しい理解をーキャンペーンに」市長のメッセージ動画を掲載
- 差別・偏見防止のためのポスター「頑張ろう、人間。守ろう、人権。」を作成
- コロナ差別に関する地下鉄広告を掲示中（令和3年3月1日～3月31日）【別紙1】
- 京都府と連携したインターネット上の人権侵害に係る書込みの法務省への削除要請
- 各区役所・支所テレビモニターに、啓発文「断ち切ろう、コロナ差別。あなたも、私も、不安は同じ。思いやりを大切に、みんなで乗り越えましょう。」を掲示
- 各区役所・支所において、独自に作成した啓発チラシ配布やポスター掲示、講演会の

- 開催，市民しんぶん区版啓発記事掲載，人権啓発イベント等における啓発グッズの配布
- 「新しい生活スタイル」に関する障害のある方への配慮について，感覚過敏等の特性によりマスクの着用が困難な事例等を市民しんぶん等で周知
  - 児童館，学童保育所，放課後ほっと広場への啓発ポスター等の送付
  - 「京都はぐくみ通信／GoGo 土曜塾」に差別・偏見防止の啓発記事を掲載
  - 文部科学大臣メッセージおよび本市相談窓口の全校通知

## （２）相談体制の確保

- 自死遺族・自殺予防こころの相談電話「きょう・こころ・ほっとでんわ」の充実，電話相談後のフォロー体制の確保
- 市立中・高生徒を対象としたSNS相談窓口の緊急開設（期間：令和２年５月７日から令和２年９月３０日まで，令和３年１月３日から１月３１日まで）

## （３）職員研修の実施

各局区等において，コロナ差別の事例や各種資料を活用し，新型コロナウイルス感染拡大に伴う人権上の課題や人権擁護の必要性等に関する研修を実施

# ３ 今後の施策の在り方

## （１）感染症に関する正しい知識の普及，偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起・啓発・教育の強化

感染症リスクに関する正しい知識が，できるだけ多くの市民に共有されることが必要です。正しい知識の普及と併せて，偏見・差別などの防止，正しい情報の選択と冷静な判断を呼びかける啓発を両輪で進めていきます。

併せて，児童・生徒に対し，感染症に関する正しい知識を身につけさせるとともに，情報モラル教育と偏見・差別をなくすための人権教育に，引き続き取り組みます。

＜令和３年度取組予定＞

- ・ コロナ差別に関する啓発ポスターの掲示，講座の開催，シトラスリボン運動※による啓発

※コロナ禍で生まれた差別，偏見を耳にした愛媛の有志がつくったプロジェクト愛媛特産の柑橘にちなみ，シトラス色のリボンや専用ロゴを身に着けて，「ただいま」「おかえり」の気持ちを表す活動【別紙２】

なお，本市の取組等について，集約し，各局区等に情報提供を行うことにより，全庁的に，より効果的，効率的な啓発を進めてまいります。また，差別の事例については，法務局や京都府など関係機関とも連携しながら，実態把握に努めるとともに，国や他の地方自治体や関係団体等における差別を防止するための事例を収集し，本市の取組に活かしてまいります。

## （２）相談体制の充実，SNS 等における誹謗中傷への対応等

人権擁護委員による人権相談，弁護士による市民法律相談や，「京都府こころのライン相談」など，コロナ差別に関する相談体制の充実と周知に取り組みます。

インターネット上の人権侵害に係る書込みに対しては，京都府と連携して，法務省への削除要請を実施します。

## （３）新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公表

感染症の発生の状況等に関する情報については，患者のプライバシー保護の観点から，個人が特定されることがないように配慮しつつ，ケースに応じ，感染拡大防止に必要な情報に限定して公表するとともに，医療従事者や患者，その家族等が不当な差別を受けないよう，正しい知識の普及に努めます。

### 【参考】

新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の患者等については，「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により，「国及び地方公共団体は，人権を尊重しなければならない」，「国民は，感染症に関する正しい知識を持ち，その予防に必要な注意を払うよう努めるとともに，感染症の患者などの人権が損なわれることがないようにしなければならない」と規定するとともに，厚生労働大臣及び都道府県知事は，「感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞，放送，インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。情報を公表するに当たっては，個人情報の保護に留意しなければならない。」と定められています。

「どんなに気を付けていても，どこかで感染することがあり得る」ことを理解し，感染してしまった人を非難したり，責めたりすることは有害であることを，社会共通のものとしてすることができれば，感染者は心配をせずに治療に専念でき，快復した人は地域社会に快く迎えられ，医療従事者をはじめ，社会機能を維持する方々も，業務に全力を尽くせるようになると考えられます。

今後とも，新型コロナウイルス感染症に対しては，互いの立場を尊重し，思いやり，支え合いながら共に乗り越えていく，人権文化の息づく共生社会の実現を目指します。

### <参考資料>

- 1 令和３年２月１２日「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について（新型インフルエンザ等対策特別措置法関係）
- 2 感染者や医療従事者への差別をしないために  
松波めぐみ（龍谷大学非常勤講師／（公財）世界人権問題研究センター登録研究員）